

令和 8 年度
林業総務事務事業
ライフライン等の保全対策危険木伐採作業委託
仕 様 書

令和 8 年 7 月

駒 ヶ 根 市

令和8年度 林業総務事務事業 ライフライン等の保全対策危険木伐採作業委託 仕様書

1. 総則

委託の実施及び方法は、契約書、設計図書で定められたもののほか、この仕様書に基づき実施するものとする。但し、これに定めていないもの又はこれによりがたいときは受発注者間で協議するものとする。

2. 業務内容

(1) 事前に選木した危険木N=152本について、伐倒・玉切り・搬出を行うこと。

なお、枝条については現地にて整理し残置とする。

(2) 伐採方法の詳細について事前に監督員と協議し決定すること。

(3) 街路灯や電線等について、断線等がないよう伐採時は外す等十分対策し施業すること。

(4) 提出書類については、監督員と別途協議をすること。

3. 留意事項

(1) 事業の実施にあたっては、関係法令の規定を遵守するとともに、作業員及び一般通行の危険防止について、適切な立ち入り禁止区域を設けるなど厳重な注意を払うこと。

(2) 着手前に事前毎木調査を実施し、結果を提出すること。また伐採方法について詳細を検討し監督員と協議すること。

(3) 交通規制の必要が生じた場合には、監督員と規制方法等について協議し決定すること。

(4) 交通規制検討に際しては、地元及び近隣住民、企業の意見を徴収し必要に応じて調整を行うこと。

(5) 着手前に地元及び山林所有者、近隣住民、企業への挨拶を行い苦情の無いようにすること。

(6) 電線保護について現場着手前に電線管理者と必ず協議を行うこと。

(7) 火災防止に万全を期すること。

(8) 明示のない事項及び不明瞭な点については、別途協議を行うこと。

(9) 仕様基準については、作業員に徹底するように措置すること。

(10) チェンソーのチェーンオイルは生分解性を使用すること。

(11) 根株については危険の無いようできる限り低い位置で切ることとし、つる処理や面を取る等の対応を行い、山林所有者が歩行する際に危険の無いよう所作を行うこと。

(12) 道路に面しているため、一般車両及び通行者等第三者災害に対する安全対策を十分実施すること。

4. 成果品

(1) 写真は事業地内の事前に選木した木について、①実施前の処理対象木の状況（遠景・毎木）、②胸高の測定、③伐倒状況、④伐倒後の状況（玉切る前）、⑤処理木の根株（表示番号がわかるもの）、⑥処理後の全景（搬出後の写真）、⑦その他安全関係写真等を撮影し、完成報告に添付すること。着手前写真と完了写真は同一箇所から撮影し対比

できるものとする。

(2) 写真は、次のア～オの表示を行った黒板等を併せて撮影するものとする。

ア 森林所在地（駒ヶ根市 赤穂）

イ 事業の種類（ライフライン等の保全対策危険木伐採作業委託）、作業内容

ウ 数量（着手前であって数量が未確定の場合は省略できる。）

エ 撮影日

オ 撮影段階（施行前、施工中、完了、測量状況 等）

(3) 撮影にあたってはGPS機能付きカメラで行うか、GPSデータロガーにより位置情報を付加する等により、原則位置情報を持った写真データを整備・保存することとする。

位置情報の付加が困難な場合には写真位置図を作成する等により、写真と現地の位置関係が分かるよう資料整理のうえ提出することとする。